

一般社団法人日本産科婦人科内視鏡学会 技術認定制度規則

第1章 総則

第1条 目的

内視鏡手術は閉鎖された空間で繊細な周辺機器を用いて行う手術であり、機器に対する十分な知識と高度な技術が求められる。日本産科婦人科内視鏡学会技術認定制度は、産婦人科領域における内視鏡手術に携わる医師の技術と知識を評価し、内視鏡手術を安全かつ円滑に施行する技量と内視鏡手術の指導者としての資質を有する者を認定し、本邦産婦人科領域における内視鏡手術の発展と普及を促し、さらには国民の健康維持に寄与することを目的とする。

注：一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会技術認定制度委員会において規定する内視鏡手術とは、腹腔鏡（ロボット手術を含む）、子宮鏡等を用いて行う手術を意味するものとする。

第2章 技術認定制度委員会

第2条 技術認定制度委員会の設置

一般社団法人日本産科婦人科内視鏡学会（以下、本法人と略記）は、前条の目的を達成するために技術認定制度委員会を置く。

第3条 技術認定制度委員会の構成

委員長1名と委員若干名

第4条 技術認定制度委員会の業務

- 1) 技術認定制度委員会は、認定制度にかかわるすべての問題に対処する。
- 2) 技術審査委員の審査と選定を行う。
- 3) 技術審査に関するコンセンサスマーケティングを開催し、審査の適正化を図る。
- 4) 技術認定審査動画および手術関連情報の利用申請を審査する。

第5条 技術認定制度委員会委員の資格

- 1) 技術認定制度委員会委員は、日本産科婦人科学会認定の産婦人科専門医または一般社団法人日本専門医機構認定産婦人科専門医でなければならない。
- 2) 技術認定制度委員会委員は本法人会員であると同時に、本法人技術認定証取得者でなければならない。
- 3) 技術認定制度委員会委員は、本学会の理事長が推薦し、理事会の承認を得る。

第6条 技術認定制度委員会委員長ならびにその業務

- 1) 技術認定制度委員会委員長は技術認定制度委員会委員の互選により選出され理事会の承認を得て理事長が任命する。委員長は技術認定担当常務理事を兼ねることができる。
- 2) 技術認定制度委員会委員長は、技術認定のために技術認定小委員会を置く。構成は若干名の技術認定制度委員及び技術審査委員からなる。技術認定小委員会は当該年の審査を行う技術審査委員の選出ならびに審査結果の判定を行い、技術認定制度委員会に答申する。
- 3) 技術認定制度委員会において決定された案件は、委員長が理事会に報告し、理事会の承認を得た後、対処される。
- 4) 技術認定制度委員会委員長は、技術認定制度委員会で選出された技術審査委員内定者を理事長に報告する。技術審査委員内定者は理事会の議を経て評議員会に報告され理事長により技術審査委員として任命される。

第7条 技術認定制度委員並びに委員長の任期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げないが、原則として継続4年を超えない。委員長の任期は委員と同じとする。

第8条 技術認定制度委員、委員長の欠員の補充

委員あるいは委員長に欠員が生じたときは、理事長がその補充を行う。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 技術審査委員

第9条 技術審査委員の業務

技術審査委員は技術認定のため申請された書類並びに動画をもとに技術認定申請者の技量を審査し、結果を技術認定制度委員会に報告する。

第10条 技術審査委員の資格

技術審査委員は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- 1) 継続7年以上本学会会員であること。
- 2) 腹腔鏡および子宮鏡については各々の技術認定証取得者であり、5年以上経過していること。ロボット手術についてはロボット手術技術認定取得者であること。
- 3) 日本産科婦人科学会認定の産婦人科専門医または一般社団法人日本専門医機構認定産婦人科専門医であること。
- 4) 産婦人科領域の高度の内視鏡手術を独力で完遂でき、これらの手術の指導ができること。
- 5) 本法人あるいはそれに準じる国内および国際学会での十分な業績を有すること。
- 6) 本法人雑誌あるいはそれに準じる国内および国際雑誌に十分な業績を有すること。
- 7) 過去5年間のうち、コンセンサスミーティングに3回以上出席していること。

第11条 技術審査委員選出方法

技術審査委員は、第3章第10条各号に定める有資格者の中から、理事会の議を経て、理事長が任命する。

第12条 技術審査委員の更新

技術審査委員は任期を3年とする。ただし、再任を妨げない。再任に際しては、第10条の技術審査委員資格を要するとともに技術認定制度委員会で審査実績を評価したうえで、理事会の議を経て、理事長が任命する。

第13条 技術審査委員の資格喪失

次の各号に該当する者は、技術認定制度委員会および理事会の議を経て、技術審査委員の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由により技術審査委員としての資格を辞退したとき。
- 2) 申請書に虚偽の認められたとき。
- 3) 公益社団法人日本産科婦人科学会専門医または一般社団法人日本専門医機構認定産婦人科専門医の資格を喪失したとき。
- 4) 技術審査委員の更新を受けないとき。
- 5) 産婦人科領域の内視鏡手術に従事しなくなったとき。
- 6) 技術審査委員として不適当と認められたとき。

第4章 技術認定申請資格

第14条 技術認定申請要件

技術認定を申請する者（以下、技術認定申請者と略記）は次に定める要件を満たす必要がある。

- 1) 継続3年^注以上本学会会員であり、かつ会費の未納がないこと。
注：3年とは入会後連続して36ヶ月以上の会員歴をいう。休会期間は会員履歴に含めない。
- 2) 公益社団法人日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医または一般社団法人日本専門医機構認定産婦人科専門医であること。
- 3) 腹腔鏡・ロボット手術・子宮鏡技術認定を希望する者は産婦人科専門医取得後に、通算2年（24ヶ月）以上の産婦人科内視鏡手術の修練を行っていること。腹腔鏡技術認定を申請しようとする者は、うち、6か月間以上の本法人指定の認定研修施設において、修練を行わなければならない^注。なお、この条件を満たさない場合は、認定研修施設の腹腔鏡技術認定

のもとで、執刀医もしくは助手として25例以上の腹腔鏡手術に参加すること。

注：暫定認定研修施設における6ヶ月間の勤務を、本条件の代替として2020年申請から時限的に認めるものとする。

なお、ロボット手術技術認定を申請しようとする者の認定研修施設における修練は2024年2月以降に定める。

- 4) 以下の規定件数以上の内視鏡手術経験を有すること。(これらの術式は保険適用または先進医療適用術式でなくてはならない)
 - ① 腹腔鏡手術で申請する者は術者100例(ロボット支援手術は最大25例まで含んでよい)
 - ② 子宮鏡手術で申請する者は術者50例(このうち25例以上の子宮鏡下子宮筋腫摘出術を含む。マイクロ波子宮内膜アブレーション(以下MEA)は含まない)
 - ③ ロボット手術で申請する者は50例(このうち30例はサージョンコンソールで大半の手技を執刀したものとする。なお、腹腔鏡技術認定医がロボット手術技術認定医の申請をする場合には20例以上の同条件執刀経験を要する。)
- 注：日本内視鏡外科学会への申請は当面、腹腔鏡手術で行う。
- 5) 産婦人科内視鏡手術に関係する学会、研究会、研修会、セミナー等に複数回出席していること。なお、本法人が主催する日本産婦人科内視鏡学会学術集会および拡大学術研修会にそれぞれ1回以上出席していることが2025年2月新規申請より必要とされる。
- 6) 国外、国内内視鏡関連学会、および公益社団法人日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が認め研修出席証明される都道府県レベル以上での関連学会、または本学会が認定する研究会において、筆頭演者として学会発表5件以上の内視鏡手術に関する発表があること*1。
この学会発表は技術認定制度委員会の審査により内容が適切であると認められたものでなければならない。また、本法人が開催する学術講演会で、1回以上筆頭演者として学会発表することが必須である。
- 7) 国内外において内視鏡手術およびロボット支援手術に関する論文を、査読の証明がある医学雑誌に発表していること【論文5題以上(内1題は筆頭著者)】*1・2・3

*1 MEAに関する論文は、内視鏡手術に関する論文に含まれる。

*2 本法人主催実技研修会(生体を使用したものを除く)、本法人共催子宮鏡ハンズオン講習会、本法人が認定する実技研修会(生体を使用したものを除く)、本法人学術研修会、日本内視鏡外科学会内視鏡下縫合・結紮講習会への参加1回は、学会発表1回、または論文発表(筆頭著者以外)1回のいずれかに相当する。

ただし、実技研修会(生体を使用したもの)、日本内視鏡外科学会教育セミナーは2023年度以前の受講分については認める。なお、これら代替の場合にも、内視鏡手術およびロボット支援手術に関する学会発表3題、論文発表3題(内筆頭1題以上)は必須とする。

*3 ロボット手術技術認定を申請する者はロボット手術に関する筆頭演者としての学会発表を1回以上または論文発表(共著可)のいずれかを1題以上含まなくてはならない。

第5章 技術認定方法

第15条 申請方法

- 1) 腹腔鏡・子宮鏡技術認定を希望する者は、次の各号に定める申請書類と動画を本法人技術認定制度委員会に提出し、手数料30,000円を納付する。2023年度よりオンライン提出とし原本は申請者が保管する。
 - ① 技術認定申請書・履歴書
 - ② 研修履歴書
 - ③ 認定研修施設研修証明書

- ④ 日本産科婦人科学会専門医認定証（写）または日本専門医機構認定産婦人科専門医認定証（写）
- ⑤ 産婦人科内視鏡手術の手術実績一覧表（様式は別に定める）
- ⑥ 学会発表・研究論文発表業績目録（学会発表は抄録および演題一覧のコピーを提出する。論文は別刷りまたはコピーを提出する。）
- ⑦ 動画用症例レポート
- ⑧ 技術認定申請者承諾書と病院承諾書 注：患者承諾書は病院保管とし提出しない
- ⑨ 申請より12ヶ月以内に行った内視鏡手術の未編集の動画
（自分で企画、遂行したもの。但し腹腔鏡技術認定審査の術式は2022年2月申請時より腹腔鏡下子宮全摘術もしくは腹腔鏡下子宮筋腫核出術に限られる。子宮鏡技術認定審査の術式は電極を用いた子宮鏡下子宮筋腫摘出術に限る。）

2) ロボット手術技術認定を希望する者は以下2通りの申請方法がある。

(1) 腹腔鏡技術認定資格を保有しており、ロボット手術技術認定を希望する者は、次の各号に定める申請書類を本法人技術認定制度委員会に提出する。2023年度よりオンライン提出で受付を開始とし原本は申請者が保管する。手数料は当面無料とする。

- ① 技術認定申請書（ロボット手術・腹腔鏡手術技術認定あり）
- ② 産婦人科ロボット手術の手術実績一覧表（様式は別に定める）
- ③ 学会発表・研究論文発表業績目録（学会発表は抄録および演題一覧のコピーを提出する。論文は別刷りまたはコピーを提出する。）

*日本婦人科ロボット手術学会プロクター資格所有者は②③の提出は不要で、プロクター証明書（写）を提出する。

(2) 腹腔鏡技術認定資格を保有していないが、ロボット手術技術認定を希望する者は、申請書類と動画を本法人技術認定制度委員会に提出し、手数料30,000円を納付する。2024年度から受付開始予定であり、提出書類は2024年度に定める。

第16条 技術認定審査方法

技術認定申請者は、技術認定制度委員会により指名された技術審査委員によって、申請書類および動画から技量を審査され、技術認定制度委員会に報告される。その結果に基づき技術認定小委員会、さらに技術認定制度委員会において判定され、理事会に答申される。

- 1) 申請には事前登録を要し、本申請期間を2月1日より2月末日（必着）までとする。事前登録および本申請の方法は別に定める。
- 2) 審査は年1回とする。

第17条 認定証の交付

理事長は、技術認定制度委員会が術者としての十分なる技量があると認めた者に対して、理事会の議を経て評議員会に報告し本法人技術認定証を交付する。

第18条 技術認定資格の更新と功労技術認定の申請

技術認定資格は5年ごとに更新を必要とする。2023年度よりオンライン提出とし原本は申請者が保管する。事前登録は不要である。

腹腔鏡・子宮鏡技術認定を希望する者の更新は、第15条1)の①、④、⑦、の書類と⑧の動画に、申請から遡って過去5年間の下記1)～4)の内容を追加提出する。腹腔鏡技術認定資格を保有せず、ロボット技術認定を希望する者の更新は第15条3)の①、④、⑦の書類と⑧の動画に、申請から遡って過去5年間の下記1)～4)の内容を追加提出する。

腹腔鏡技術認定を保有しロボット技術認定を希望する者は、第15条2)の①、②の書類を提出し、動画審査は不要とする。

- 1) 継続して臨床に従事していることの臨床実績

- 2) 産婦人科内視鏡手術に関係する学会、研究会、研修会、セミナー等の参加実績および学会発表、論文発表、論文査読の実績。(MEAは含んでよい)
- 3) 腹腔鏡技術認定更新の場合、腹腔鏡手術50例(ロボット手術を含んでよい)以上、ロボット手術技術認定更新の場合、ロボット手術25例以上、子宮鏡技術認定更新の場合、子宮鏡手術(MEAを除く保険収載されているもの)30例以上の手術実績一覧表
- 4) 調査普及アンケート(合併症アンケート)の回答実績

これら申請内容を技術認定制度委員会で調査並びに審査し、技術認定制度委員会が判定し理事会の議を経て承認される。なお所定の基準を満たした場合には動画による技術審査を免除する。

2. 更新手数料

動画技術審査が10,000円、書類審査のみの場合20,000円とするが、すでに腹腔鏡技術認定資格および子宮鏡技術認定資格両方を有しており同時に更新する者は、書類審査料を各10,000円とする。すでに腹腔鏡技術認定資格を有している者がロボット手術技術認定を更新する場合の書類審査料は当面無料とする。

3. 更新延期

- 1) 産休、留学、病気療養等で臨床を中断した場合、あるいはやむを得ない事情で内視鏡手術に関われない時期があった場合、更新申請を延期することができる。
- 2) 延期願いは、当該年度に本人が申請し、技術認定制度委員会で審査する。期間は原則として1年以内とする。延長期間中は認定医として扱い、学会ホームページの認定医リストからも削除しない。

4. 本法人認定功労技術認定の申請資格

本法人認定技術認定資格(腹腔鏡、ロボットまたは子宮鏡)を下記の期間維持し、内視鏡手術の発展と普及、後進医師の指導、国民の健康維持に寄与した者は、本法人認定功労技術認定の称号取得を申請することができる。ただし、本称号は本法人認定技術認定資格と兼ねることはできない。称号取得の認定は技術認定制度委員会が審査して理事会の議を経て承認される。申請資格は以下の条件をすべて満たすものとする。審査料は10,000円とする。

- 1) 2回以上技術認定資格を更新したことがある。
- 2) 本法人学会会員資格を有する。
- 3) 理事1名以上の推薦がある。
- 4) 65歳以上である。

第19条 技術認定証取得者の資格停止

次に該当する者は、技術認定制度委員会および理事会の議を経て、その資格を停止される。本条は功労技術認定の資格停止も含む。

- 1) 産休、留学、病気療養等で臨床を中断する場合、臨床に従事しなくなるなど正当な理由を付して、その認定資格更新を辞退したとき。
- 2) 本法人会則の規定に従って、会員としての資格を喪失したとき、および資格を停止されたとき。
- 3) 各種申請内容に虚偽の認められたとき。
- 4) 委員会の討議で技術認定証取得者として不相当であると認められたとき。

第20条 復活

- 1) 第19条1)により停止された技術認定資格は、資格停止から2年以内に復帰の申し立てがあった場合、技術認定制度委員会および理事会の議を経て、再認定申請を認めることができる。
- 2) 第19条2)～4)による資格停止の場合は、資格停止後、以下に定める要件を満たせば、新規技術認定申請を行うことができる。
 - (1) 資格停止後、新たに本規則第14条5)～7)に掲げる技術認定申請要件をすべて満たすこと。
 - (2) 資格停止後、通算1年(12ヶ月)以上の産婦人科内視鏡手術の修練を行っており本規則第14条4)を満たしていること。

第21条 技術認定の資格停止と再認定

- 1) 技術認定は指定期間内に更新を行わなかった場合、一時的に技術認定の資格を停止する。資格停止後は技術認定医としては扱われず、学会ホームページの認定医リストからも削除される。
- 2) 資格停止期間が2年を超えた場合は、更新申請はできない。但し、新規申請を妨げるものではない。

第6章 技術認定審査動画および手術関連情報利用の審査

第22条 技術認定審査動画および手術関連情報利用の審査

- 1) 技術認定審査動画および手術関連情報を用いて調査研究をおこなうことを希望する本学会会員は、別に定める申請書を本委員会へ使用2ヶ月前までに提出する。本委員会委員長は、審査動画と手術関連情報および技術認定制度情報の利用に関する規則に則り、本委員会に使用の可否について諮った上で審査し、許諾の有無を申請者に報告する。審査内容と結果は理事会に報告する。
- 2) 1)において、営利目的の利用は、いかなる場合も許可しない。

第7章 技術認定制度規則の変更

第23条 技術認定制度規則の変更

本法人が技術認定制度規則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

附則

- 1) 本規則発効時は技術認定制度委員並びに技術審査委員は本法人研修会指導医の中から理事長により指名される。
- 2) 本規則は2002年8月2日より施行される。
- 3) 平成19年10月1日 第14条、第18条改定。
- 4) 平成25年4月1日 日本産科婦人科内視鏡学会より一般社団法人日本産科婦人科内視鏡学会へ団体名変更。
- 5) 平成25年9月7日 第14条3)、第15条3)を改定し、これらは平成28年2月より施行される。
- 6) 平成25年12月24日 第18条改定。
- 7) 平成26年9月12日 第10条、第18条、第20条を改定。第21条を加える。
- 8) 平成28年3月25日 第14条6)、第14条7)、第15条6)を改定し、これらは平成29年2月より施行される。
- 9) 平成28年11月30日 第3条、第4条2)、第9条、第12条、第14条3)、6)、7)、第15条7)、8)、第16条、第18条2)、3)、2.3.2)を改定し、これらは平成29年2月より施行される。

- 10) 平成 29 年 6 月 9 日 第 14 条 7) 、第 18 条 2) を改定し、第 22 条を加える。
- 11) 平成 30 年 8 月 3 日 第 16 条 1) を改定。
- 12) 令和元年 6 月 7 日 改定。
- 13) 令和 2 年 3 月 27 日 第 18 条を改定。
- 14) 令和 3 年 3 月 19 日 第 1 条、第 5 条 1)、第 10 条 3)、第 11 条、第 13 条 3)、第 14 条 2)、3)、5)、第 15 条 8)、第 18 条 4)、第 19 条 4) を改定。
- 15) 令和 3 年 9 月 12 日 第 19 条、第 20 条、第 21 条を改定。
- 16) 令和 4 年 3 月 24 日 第 14 条を改定。
- 17) 令和 4 年 6 月 24 日 第 12 条を改定。
- 18) 令和 5 年 3 月 28 日 改定。
- 19) 令和 5 年 6 月 21 日 第 4 条、第 22 条を改定。
- 20) 令和 5 年 12 月 27 日 改定。